

○東御市市民まちづくり会議規約

令和3年7月26日

(名称)

第1条 この会は、東御市市民まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、市民の参画と協働による「市民が幸せと豊かさを実感できるまちづくり」を推進するため、市民の視点から市が抱える課題を洗い出し、課題解決のための事業を提案し実践することを目的に設置する。

(運営の原則)

第3条 まちづくり会議は、市民の自己決定、自己責任の原則に基づき、官民協働のシステムとして、市民が自主的に運営するものとする。

(活動内容)

第4条 まちづくり会議の活動は、次に掲げる事項とする。

- (1) まちづくりを推進するための調査、研究
- (2) まちづくりに関する事業の提言、検証及び実践
- (3) その他まちづくりに必要な事項

(組織)

第5条 まちづくり会議は、まちづくり会議の委員（以下「委員」という。）で組織する。

- 2 委員は公募による市民及びこれに準ずる者をもって充てる。
- 3 前項の委員が入会又は脱会を希望する際は、事務局へ届け出るものとする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、年度の途中で委員に就任した場合は、就任した日から翌事業年度の末日までとする。
- 5 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 まちづくり会議には委員長1名、副委員長2名を置くこととし、それぞれ委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、会務を統括し、まちづくり会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 まちづくり会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(部会)

第9条 まちづくり会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の運営、その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(事務局)

第10条 まちづくり会議は、事務局を東御市役所企画振興課内に置く。

(公開)

第11条 まちづくり会議及びその部会は原則公開とする。

(個人情報等の保護)

第12条 委員は、まちづくり会議の活動を通じて知り得た個人情報等の保護に努めなければならない。

(事業年度)

第13条 まちづくり会議の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和3年7月26日から施行する。